

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習開催のご案内

京都労働局登録京第1号

登録有効期限 令和11年3月30日

公益社団法人 京都労働基準協会

労働安全衛生法第14条・労働安全衛生法施行令第6条第21号に基づく「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習」を下記の要領により開催いたしますので、この機会に当該作業主任者の養成を図られますようご案内いたします。

◆日時：令和7年9月10日（水）・11日（木）・12日（金）の3日間

第1日目（学科）午前9時30分～午後4時40分

第2日目（学科）午前9時10分～午後4時55分 ※学科講習終了後に修了試験を実施

第3日目（実技）午前9時30分～午後4時40分 ※実技講習終了後に修了試験を実施

※遅刻・欠講された方は、受講及び修了試験を受けることが出来ません。

◆場所：京都経済センター6C・6D（京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地）

◆講習科目：学 科・酸素欠乏等の発生の原因及び防止措置に関する知識（4時間）

・保護具に関する知識（2時間）

・酸素欠乏症及び硫化水素中毒及び蘇生に関する知識（3時間）

・関係法令（2.5時間）

実 技・救急蘇生の方法（2時間）

・酸素及び硫化水素の濃度測定の方法（2時間）

◆受講料：19,250円（17,500円＋税10%） ※受講申し込み後の受講料は、返却できません。

◆テキスト代：2,310円（酸素欠乏危険作業主任者テキスト 税込）

◆定 員：60名（定員になり次第締切）

◆申込先：公益社団法人 京都労働基準協会京都南支部

京都市伏見区本材木町668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室

TEL 075-611-8286 FAX 075-611-8400

◆申込方法：・来所の場合：申込書・受講料・テキスト代を窓口までお持ち下さい。

・現金書留の場合：申込書・受講料・テキスト代を送付下さい。

・FAXの場合：FAX送信後、申込書を郵送して下さい。受講票・請求書をお送りします。

※いずれも事前にFAX及び電話確認を要します。

※写真は申込書に貼付して下さい。また、写真は申込時の6カ月以内に撮影したもの。

◆注意事項 本人確認の書類について

次の①から⑦のいずれかを開講日に必ずご持参ください。

① 自動車運転免許証 ② パスポート ③ 各種免許証 ④ 住民票 ⑤ 健康保険証

⑥ 特別永住者証明書又は在留カード ⑦ 公的な身分証明書（氏名、生年月日が記載されたもの）

講習期間中に本人確認できない方は、後日、京都労働基準協会の事務所で本人確認した後に修了証をお渡します。

以上

